

第4部

推進体制の充実

1 推進体制の整備

(1) 推進体制の確立

子育て支援のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。

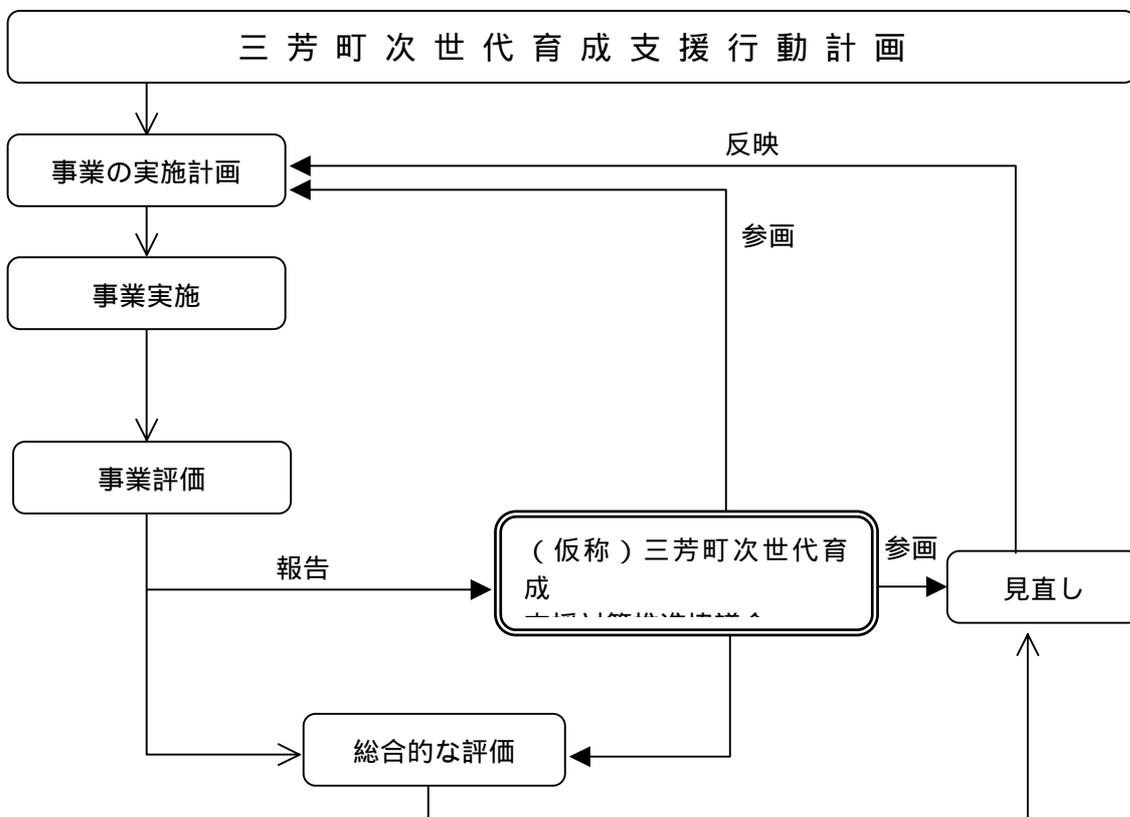
そこで、福祉児童課を中心として、全庁的な推進体制の確立を図ります。

(2) 計画の進行状態の管理体制を確立

この計画を着実に推進するためには、進行管理体制を確立することが必要です。

そこで、計画の進行状況について、(仮称)三芳町次世代育成支援対策推進協議会を設置し、達成状況をチェックしていきます。

また、社会経済状況の変化や、国・県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを図ります。



2 役割分担と協働

子育ての基本は家庭にあり、その責任も第一義的に家庭が負うものといえます。

しかし、家庭の育児力や教育力の低下や、子どもを取り巻く社会環境の変化などにより、子育てを家庭だけで担うことは困難になっています。

そこで、子育てを単に家庭の問題としてだけでなく、地域社会全体で取り組むべき問題として捉えていくことが必要です。

本計画では、行政だけではなく、子育て家庭、地域の人々、職場、各種団体、ボランティアやNPO等が、それぞれの立場に応じて、役割分担と協働により、社会全体として子育て支援に取り組んでいきます。